

**労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限が  
令和元年12月27日に延長されました**

**令和元年台風19号において災害救助法が適用された市町村に住所地を有する  
労災保険年金・特別遺族年金の受給者の皆さまへ**

令和元年台風19号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、今般の台風により、災害救助法が適用された市町村に住所地を有する受給者の皆さまの定期報告書の提出期限が令和元年10月31日から令和元年12月27日に延長されました。

また、紛失等の個別のご事情により、定期報告書やその添付書類（診断書等）について提出が困難な方は、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

- |             |                      |              |
|-------------|----------------------|--------------|
| ○山梨労働局労災補償課 | 山梨県甲府市丸の内 1-1-11     | 055-225-2856 |
| ○甲府労働基準監督署  | 山梨県甲府市下飯田 2-5-51     | 055-224-5619 |
| ○都留労働基準監督署  | 山梨県都留市四日市場 23-2      | 0554-43-2195 |
| ○鰍沢労働基準監督署  | 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢 655-50 | 0556-22-3181 |